

表彰規程による被表彰者推薦基準

公益社団法人山口県障害者スポーツ協会

1. 特別功労賞

- (1) 県域以上の規模で、20年以上にわたって功績のあった概ね55歳以上の者
- (2) 本協会に対し、50万円以上の寄贈をされた者

2. 功労賞

- (1) 県域以上の規模で、概ね10年以上にわたって功績のあった者
- (2) 市町以上の規模で、概ね10年以上にわたって功績のあった者

3. 特別賞

- (1) 国際大会において入賞した選手
- (2) 全国レベルの大会において1位の選手
- (3) 全国レベルの大会において大会新記録・日本記録を更新した選手
- (4) 上記(1)～(3)の選手に対しての監督・専属コーチ等

4. 特別功労賞および功労賞の候補者推薦は、1団体より各1名とする。

附 則

- 1 この基準は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成29年1月20日から施行する。